

令和2年6月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和2年6月29日(月)午前9時00分～11時10分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:鎌田 勝敏 2番:工藤 久美子 3番:坂本 康充 5番:堀田 計一 6番:西 和浩 7番:後藤 ミホ 8番:平野 豊文 (農地利用最適化推進員 6人) 吉岡 定男 藤井 恒美 國岡 伸二 久保田 博文 田村 和之 西 哲郎
欠席委員	(農業委員 0人 推進委員 0人) 農業委員:0名 推進委員:0名
出席職員	事務局長:淵上 達也 専門監:高橋 茂義 主幹:眞崎 哲子
会議録署名委員	6番:西 和浩 7番:後藤 ミホ
議事日程	令和2年6月29日(月)1日間
報告	(1) 6月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(3件) (3) 農家相談日結果報告について(1件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 相続届の提出について(3件) ② 合意解約書の提出について(2件) ③ 農用地利用配分計画の認可について(2件) ④ 木城町農業委員会委員の被任命予定者について ⑤ その他
会議事件	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について 議案第28号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第29号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第30号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について 議案第32号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
事務局 (事務局長)	お早うございます。定例総会に先立ちまして、このメンバーでの最後の定例総会となりますので、皆様への三年間の慰労を込めて町長の方からご挨拶申し上げたいという事ですので、時間を少し頂きます。
町長	お早うございます。今局長が言った通り皆様方におかれましては、平成29年の7月から新制度のもと委員になられた方で、公選制から任命制に変わって第一期生の皆様でした。仕事の内容も、農地の許認可に加えて農地の最適化も図って、農地の集約等も含めて新しい仕事が増えた中での三年間でした。 そういった意味では、農業委員の制度も仕事の内容も変わってきた中で、大変なお骨折、大変なご心労もあったかと思っておりますけども、三年間一生懸命活動し

町 長	<p>ていただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>農地の最適化という事では、担い手の農地の集約が皆さんのお陰で着々と進んでいますし、先だって県農業振興会議の役員会、総会に出席したのですが、その時も木城町はよくやって頂いていますということと、口蹄疫の埋却地の売渡しであります、県内特に西都児湯地区が多いわけではありますが、3月末で全部売渡し完了との報告もなされました。そういった意味では、本当に農地の最適化に向けてお骨折り頂いたと改めて思ったところでもあります。今日がこのメンバー最後の総会であります。ご勇退される方、そして引き続き農業委員として頑張ってもらえる方もいらっしゃると思いますが、今日は最後の節目の総会という事で副町長共々に本当に三年間色々お世話になりました。今後も皆様方それぞれの立場で、木城町の農業を支えて頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。本当の3年間お世話になりました。ありがとうございました。</p>
事務局 (事務局長)	<p>皆さんご起立をお願いします。ただ今から6月期の定例総会を開会いたします。一同、礼。ご着席ください。それでは、会長あいさつをお願いします。</p>
議長（会長） 鎌田 勝敏	<p>皆さんお早うございます。町長からお言葉を頂きましたが、このメンバー最後の定例会をさせていただきます。最後までよろしくをお願いします。私事ではありますが、私は今日が最後の総会になります。あとは皆様方をお願いして、年齢が年齢ですのでここで退きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。6年間、皆様には大変ご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>別の話になりますが、毎日毎日がコロナの話題でありますけれども、かれこれ半年になろうかという時期になっております。皆さんマスクを着用していただいておりますが、報道を見ますと依然人口の多い地域では感染が広まっていると報道されております。幸いにして宮崎県におきましては、最初出て以来感染者が出ていない、また感染者の方も全て回復されております。しかし、昨日一昨日私はびっくりしたのですが、横浜の若い人が熊本に帰った後感染が判明しております。こういった事が宮崎でも起きる可能性があるわけです。いずれにしましても、この病気は命に係わる大変な病気でありますので、皆様には日頃から自分で自分の命を守るという意味で気を付けていただきたいと思います。今私はそれが一番心配です。じゃないと農業もできませんが、経済、産業全てが冷え込んでしまうという事になりかねますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>また、先程言いましたように本日が最後の総会ではありますが、案件の方も最後までよろしくご審議いただきますようお願い致します。</p>
事務局 (事務局長)	<p>ありがとうございました。それでは進行の方をお願い致します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、本会議に入りたいと思います。本日の本会議の出席委員は、農業委員 7 名全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は 6 名ですので本日の定例総会出席委員は合計 13 名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>それでは、6 番西和浩委員と 7 番後藤ミホ委員にお願いしたいと思います。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の高橋専門監と眞崎主幹を指名致します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、総会資料の 13 ページをお願いします。</p> <p>議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 15 番 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字桃木窪〇〇番 地目 畑 地積 1,487 m<sup>2</sup> 合計 畑 1 筆 1,487 m<sup>2</sup> 移動区分 賃貸借 借賃 全部で 7,500 円 経営状況 労働力 7 経営面積 22,827 m<sup>2</sup> 移動理由 規模拡大 担当委員は、8 番平野委員です。新規の案件です。資料につきましては、14 ページから 18 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 16 番 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。尚、譲渡人につきましては本人死亡しておりますので、遺言執行者が譲渡人となっております。土地表示 大字椎木字荒瀬〇〇番 地目 畑 地積 448 m<sup>2</sup> 合計 畑 1 筆 448 m<sup>2</sup> 移動区分 売買 借賃又は売買価格 全部で 1,000,000 円／宅地を含むすべて 経営状況 家族 2 労働力 2 経営面積 0 m<sup>2</sup> 移動理由 空き家に付属した農地の取得 担当委員は、7 番後藤委員です。資料につきましては、19 ページから 23 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので、受付番号 15 番につきまして、担当の 8 番平野委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>（8 番） 平野 豊文</p>	<p>受付番号 15 番につきまして、補足説明をさせていただきます。本件は、先程の活動報告の中で報告しました通り、防除の網がされてミカンが植えてある状態です。以上です。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 15 番であります。質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 15 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ありますので、議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 15 番につきまして承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、同じく議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 16 番につきまして担当委員の説明をお願いします。</p>
<p>（7 番） 後藤 ミホ</p>	<p>受付番号 16 番につきまして補足説明をさせていただきます。この案件は、先月空き家に付属した農地という事で承認された農地です。譲受人の奥様が木城町出身の方で、リフォームして木城町に住まれるということです。現在の住まいでも家庭菜園をされていて、農機具等は親戚から借りられる予定で、こちらでも家庭菜園をやると聞いております。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 16 番であります。質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 16 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ありますので、議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 16 番につきまして承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願い致します。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 24 ページをお願いします。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 農地法第 5 条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 4 番 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字石河内字尾崎〇〇番 地目 畑 地積 571 m<sup>2</sup> 他 1 筆 計畑 2 筆 面積 1,992 m<sup>2</sup> 移動区分 売買 転用目的 太陽光発電設備設置 施設概要 太陽光パネル 288 枚、パワーコンディショナー 9 台、保全フェンス 担当委員は、6 番西委員です。資料につきましては、25 ページから 36 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 5 番 (上段) 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字亀ノ木〇〇番 地目 田 地積 236 m<sup>2</sup> 他 1 筆 計田 2 筆 面積 407 m<sup>2</sup> (下段) 譲渡人・譲受人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字亀ノ木〇〇番 地目 田 地積 23 m<sup>2</sup> 他 1 筆 計田 2 筆 面積 116 m<sup>2</sup> (上段下段共に) 移動区分 売買 転用目的 一般個人住宅 施設概要 住宅 1 棟 140.78 m<sup>2</sup> 担当委員は、7 番後藤委員です。資料につきましては 37 ページから 48 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>事務局より、写真説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (眞崎主幹)</p>	<p>(プロジェクターを使用し、写真説明)</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、まず受付番号 4 番につきまして、担当の 6 番西委員に説明をお願い致します。</p>
<p>(6 番) 西 和浩</p>	<p>受付番号 4 番の説明をします。写真でも見て頂いたように、高台にある畑地で現在の所有者は〇〇さん、住所は佐土原になっていますけど、ご本人は単身赴任で福岡の方で仕事をされています。お父様が農業をされていたのですが、ご本人はこちらへ帰る予定はないという事で、農地の処分を進めていると聞いております。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 4 番であります。質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 4 番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について受付番号 4 番につきましては承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 5 番につきまして、担当の 7 番後藤委員に説明をお願い致します。</p>
<p>（7 番） 後藤 ミホ</p>	<p>受付番号 5 番の説明をします。41 ページを見て頂けるといいのですが、〇〇番地が農地として残るので、皆で入口を心配していたのですが、譲受人はこの方のお孫さんという事で心配ないと聞いております。そして、500 m<sup>2</sup>を少し超えますが、農地の形状としてこれは仕方がないと思っております。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 5 番であります。質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 5 番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 5 番につきましては、承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 28 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の 49 ページをお願いします。議案第 28 号農用地利用集積計画（所有権移転）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 2 番 3 番ともに譲渡人につきましては、宮崎県農業振興公社となっております。</p> <p>整理番号 1 受付番号 10 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については表記のとおりです。土地表示 大字椎木字田畑原〇〇番 地目 畑 地積 2,333 m<sup>2</sup> 他 1 筆 合計 畑 2 筆 5,217 m<sup>2</sup> 利用目的 飼料作物 売買価格 全部で 2,634,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2020 年 7 月 21 日 担当委員は、3 番坂本委員となっておりますが、特例事業扱いであります。地図につきましては、51 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 11 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については、表記のとおりです。土地表示 大字高城字大原〇〇番 地目 畑 地積 1,100 m<sup>2</sup> 他畑 2 筆 合計 畑 3 筆 3,044 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 売買価格 全部で 1,230,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2020 年 7 月 21 日 担当委員は、5 番堀田委員となっておりますが、特例事業扱いであります。地図につきましては、52 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 3 番 受付番号 12 番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人については、表記のとおりです。土地表示 大字高城字鳥居久保〇〇番 地目 畑 地積 1,018 m<sup>2</sup> 他畑 1 筆 合計 畑 2 筆 2,101 m<sup>2</sup> 利用目的 露地野菜 売買価格全部で 955,000 円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2020 年 7 月 21 日 担当委員は、5 番堀田委員となっておりますが、特例事業扱いであります。地図につきましては、53 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 28 号につきましては全て公社扱いの特例事業ですので、担当委員の説明は省かせていただきます。</p> <p>それでは質疑をお受け致します。議案第 28 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 受付番号 10 番から 12 番につきまして質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 28 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。受付番号 10 番から 12 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事でありますので、議案第 28 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。受付番号 10 番から 12 番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 29 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、54 ページをお願いします。議案第 29 号農用地利用集積計画（利用権設定）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 23 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字小並原〇〇番 地目 畑 地積 1,425 m<sup>2</sup> 他畑 1 筆 合計 畑 2 筆 5,925 m<sup>2</sup> 利用目的 飼料作物 始期終期 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 6 月 30 日まで（1 年間） 借賃 15,000 円/10a 経営面積 8.0ha 家族数 4 稼働労働力 4 担当委員は、8 番平野委員です。新規の案件です。資料につきましては、57 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 24 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字小並原〇〇番 地目 田 地積 1,097 m<sup>2</sup> 他 3 筆 合計 田 4 筆 合計 7,415 m<sup>2</sup> 利用目的 飼料作物 始期終期 2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで（3 年間） 借賃 全部で 140,000 円 経営面積 1.6ha 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、3 番坂本委員です。新規の案件です。資料につきましては、58 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 3 番 受付番号 25 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字下小坪〇〇番 地目 田 地積 1,231 m<sup>2</sup> 他 2 筆 合計 田 3 筆 合計 3,156 m<sup>2</sup> 利用目的 稲作 始期終期 2020 年 7 月 10 日から 2025 年 7 月 9 日まで（5 年間） 借賃 全部で 15,000 円 経営面積 1.4ha 家族数 2 稼働労働力 1 担当委員は、1 番鎌田委員です。更新です。資料につきましては、59 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 4 番 受付番号 26 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字川原字今別府〇〇番 地目 畑 地積 1,198 m<sup>2</sup> 他 1 筆 合計 畑 2 筆 合計 2,045 m<sup>2</sup> 利用目的 農業用施設(転用) 始期終期 2020 年 7 月 1 日から 2040 年 6 月 30 日まで（20 年間） 借賃 200,000 円/月（既存施設含む） 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、2 番工藤委</p>



<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>員です。新規の案件です。資料につきましては、60 ページから 68 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 5 番 受付番号 27 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字影平〇〇番 地目 田 地積 2,053 m<sup>2</sup> 利用目的 飼料作物 始期終期 2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで(3年間) 借賃 全部で 40,000 円 経営面積 1.6ha 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、3 番坂本委員です。新規の案件です。資料につきましては、69 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 130 番から 131 番の案件は、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。譲受人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。6 月 19 日に公社の審査会で全て可決されております。合計 畑 2 筆 田 1 筆 集積面積 3,155 m<sup>2</sup>となっております。今回の農地中間管理事業の配分計画の参考資料を 72 ページに記載しております。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 29 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について、一案件ずつ審議をしていきたいと思えます。まず受付番号 23 番につきまして、担当の 8 番平野委員に説明をお願いします。</p>
<p>(8 番) 平野 豊文</p>	<p>この土地につきましては、譲受人が 2 年前から希望されており、譲渡人である会社が変わってなかなか難しく、今回やっと成立した状態です。畑はロータリーがされてすぐに使える状態になっております。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 29 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について整理番号 1 番 受付番号番 23 番について質疑のある方は、挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 29 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について整理番号 1 番 受付番号番 23 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 29 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について受付番号番 23 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 24 番につきまして、新規でありますので担当の 3 番坂本委員に説明をお願いします。</p>

<p>(3 番) 坂本 康充</p>	<p>資料 58 ページの地図をご覧ください。(地図を用いて農地の場所を説明) 元々この土地は、譲受人が長年飼料作物を作付けしておりまして、今回改めて 利用権設定を結びたいとの事で申請が上がっております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第 29 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について整理番 号 2 番 受付番号番 24 番について質疑のある方は、挙手の上、質疑に入って ください。  (質疑・意見なし)  質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 29 号農用地利用 集積計画 (利用権設定) について整理番号 2 番 受付番号番 24 番につきまして 賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  全員賛成という事ですので、議案第 29 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について受付番号 24 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 25 番につきましては、担当は私なのですが、更新と いう事ですので、説明は省かせていただきます。  議案第 29 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について整理番号 3 番 受 付番号番 25 番について質疑のある方は、挙手の上、質疑に入ってください。</p>
<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>この案件は更新ですが、隣の空いている農地の話はなかったのでしょうか？</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>その件につきましては、前に〇〇さんが耕作されていて、今回、譲受人にお話 しされたらどうですかと伝えたのですが、譲受人から断られたという事で保留に なっているところです。</p>
<p>(5 番) 堀田 計一</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はありませんか。  (質疑・意見なし)  質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 29 号農用地利用 集積計画 (利用権設定) について整理番号 3 番 受付番号番 25 番につきまして 賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	全員賛成という事ですので、議案第 29 号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 25 番につきましては承認可決とします。
議長（会長） 鎌田 勝敏	つづきまして、受付番号 26 番につきまして、これも新規でありますので、担当の 2 番工藤委員に説明をお願いします。
(2 番) 工藤 久美子	この案件は、譲渡人の畑に譲受人の会社が、農地法特例により農地法 5 条は不要という事で、農業経営基盤強化促進法により農業用施設鶏舎を建設される計画の案件です。事業は、畜産のクラスター事業により認可されているそうです。資料が 60 ページから 68 ページに記載してあり、一ツ瀬川土地改良区の中でもあります。転用による意見書 (67 ページ) には全て従いますという事です。また、排水の件なのですが、洗車とか洗った水等は全て溜め槽を作って、雨水の方は隣接している山の方へ自然浸透になるという事です。その山は、会社の役員である譲渡人の山の方へ排水します、という事でした。事務局の方で補足があればお願いします。ご審議をよろしくお願い致します。
事務局 (眞崎主幹)	(プロジェクターを使用し、写真説明)
議長（会長） 鎌田 勝敏	それでは、議案第 29 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について整理番号 4 番 受付番号番 26 番につきまして質疑のある方は、挙手の上、質疑に入ってください。
(6 番) 西 和浩	賃貸料が月 20 万で既存施設を含むとなっておりますけど、既存施設とは奥の鶏舎も一緒に貸すという事でしょうか？
事務局 (眞崎主幹)	そうです。施設も全て含めて契約をされるという事です。
(6 番) 西 和浩	分かりました。
議長（会長） 鎌田 勝敏	他に質疑はありませんか。  (質疑・意見なし)  質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 29 号農用地利用集積計画（利用権設定）について整理番号 4 番 受付番号番 26 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  全員賛成という事ですので、議案第 29 号農用地利用集積計画（利用権設定）について受付番号 26 番につきましては承認可決とします。

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 27 番につきまして、担当の 3 番坂本委員に説明をお願いします。</p>
<p>(3 番) 坂本 康充</p>	<p>地図 69 ページをご覧ください。先程の受付番号 24 番の隣の土地になり、元々同地区の出身の方であり、実家もあります。この畑も、同じ譲受人が長年借りられていて飼料作物を栽培しております。今回改めて利用権設定を結びたいとの事で申請が上がっております。ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 29 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について整理番号 5 番 受付番号番 27 番につきまして質疑のある方は、挙手の上、質疑に入ってください</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですのでお諮りしたいと思います。議案第 29 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について整理番号 5 番 受付番号番 27 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 29 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について整理番号 5 番 受付番号番 27 番につきまして承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 130 番から 131 番の農地中間管理事業につきまして、質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 29 号農用地利用集積計画（利用権設定）について 受付番号 130 番、131 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 29 号農用地利用集積計画（利用権設定）について 受付番号 130 番、131 番につきまして承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 30 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、また、関連がありますので、議案第 31 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を続けて審議したいと思います。事務局の朗読と説明をお願い致します。</p>

<p>事務局 (専門監)</p>	<p>総会資料の 73 ページをお願いします。農地法が平成 21 年に改正され、農業委員会は、農業委員会の活動計画並びに目標を立て、評価するようになっていす。また、国への報告が義務づけられ、併せて町のホームページ等で公表しなければならないとなっております。</p> <p>まず、議案第 30 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてであります。</p> <p>&lt;令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明&gt;</p> <p>つづきまして、資料 81 ページをお願いします。議案第 31 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてであります。</p> <p>&lt;令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明&gt;</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 30 号 令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと、議案第 31 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 関連がありますので、一緒に審議したいと思えます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(6 番) 西 和浩</p>	<p>80 ページの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容の項目は全てなしとなっているのですが、実際になかったのならこれでいいのですが、1 年間本当に何もなかったのでしょうか。確認の意味で質問させていただきました。</p>
<p>事務局 (専門監)</p>	<p>前任の三隅の方にも確認して、「なし」ということで引継ぎを受けてこのような結果となっております。</p>
<p>(6 番) 西 和浩</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>はい、次どうぞ。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>農業委員会専門監には報告していませんが、農政係の方には、農地利用最適化推進委員について、基盤整備についてあまり規則とか条件とか出来ないとかいうのではなく、もう少し汗をかいてもらいたいという意見が田神地区から出ておりました。これは、先ほど西委員から出された 80 ページの農地利用最適化等に関する事務の要望・意見です。田神地区は、切原川の西側半分は基盤整備が出来ております。資料 59 ページの地図を見るとよく分かりますが、地図の真ん中には切原川があり、左側は基盤整備が出来ていますが、右側は狭い農地があつて、5 年 10 年後には、もし自分たちが耕作できなくなって誰かに耕作してほしいとなつても、こういう所では大型機械で入れない、という要望があつたのです。しかしそれは検討した結果、人・農地プランに上がってないとか、そうではなく、やはり今農地法が改正になって、私たち農地利用最適化推進委員の事に対しても、最初の委員活動報告でも言いましたが、自分の後を継ぐ者がいない時にはせめて</p>

<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>基盤整備をして、適正な広さにしてそれを売って、もしその規則とか法律上で地権者がそのようなお金を出さなければいけないようであったなら、そこから色んな費用を捻出するようなそういう努力をしてほしいという意見がありました。これは、農地集積の意見を聴取して下さいと、農政外郭が来た時に詳細に意見を聞いた結果を私が言っている事で、個人的にあたっている訳ではない。今度の一筆調査の時もまた聞きました。同じような要望がたくさん出ております。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>要望は出ていますか。</p>
<p>事務局 (専門監)</p>	<p>農政係の方と、またいろいろと状況を把握したいと思います。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員) 田村 和之</p>	<p>今度、新しく農政係長に來られた濱砂さんにも言っております。それで、担当者の原委員を含めて公民館長を呼んで頂いたらいつでも出て来ます。これ農地利用最適化の一番大切なことですからよろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (専門監)</p>	<p>農政係とも協議をして、情報の共有化を図っていききたいと思います。 ありがとうございました。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>他に無いようでしたらお諮りしたいと思います。議案第 30 号 議案第 31 号 について承認賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 30 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第 31 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について 承認可決とし報告したいと思います。</p> <p>また、先程の田村推進委員の意見については、産業振興課の方と協議をして何かいい手立てがあれば考えてほしいと思います。話はされておりましたが、担当が替わられたので話が途切れているといけないので確認をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 32 号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてですが、人事案件になっておりますので、一括提案理由を説明していただき議事を進めて参りたいと思います。よって、議案に上がっておられる 5 名の農地利用最適化推進委員の方々は議事終了まで退席をお願い致します。</p> <p>&lt;議事参与関係委員退席&gt;</p> <p>それでは、事務局長の朗読と説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>議案第 32 号 木城町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について 第 1 号から第 7 号 木城町農地利用最適化推進委員の委嘱についてまでを一括して提案理由を申し上げます。</p> <p>第 1 号から第 7 号木城町農地利用最適化推進委員の承認についてであります が、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定では、農業委員会は農地利用の最適化推進委員を委嘱しなければならないとあることから、農業委員会総会の議案として提案するものであります。</p> <p>&lt;木城町農地利用最適化推進委員の氏名・委嘱区域・略歴について説明&gt;</p> <p>椎木地区：國岡伸二、藤井恒美、吉岡定男 高城地区：久保田博文、田村和之 川原地区：永友文法 石河内・中之又地区：永友正</p> <p>以上 7 件についてご審議を賜りますようお願い致します。</p> <p>尚、7 名については 5 月 11 日及び 5 月 13 日に開催されました木城町農地利用最適化推進委員選考委員会において選考され、木城町農業委員会に問うしされた 7 名であります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>ただ今、事務局長の方から説明が終わりました。質疑・意見のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(西和浩委員から読み仮名確認)</p> <p>他に意見はないでしょうか。 それでは、質疑がないようでしたら、一件ずつ採択をしたいと思えます。</p> <p>(議案第 32 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 第 1 号から第 7 号それぞれに原案のとおり承認賛成される方の挙手を確認。)</p> <p>(第 1 号から第 7 号 それぞれについて全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、本件を原案どおり承認いたします。議案第 32 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 第 1 号から第 7 号の審議が終了致しました。</p> <p>&lt;議事参与関係委員着席&gt;</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>

協 議 会	1 7月の行事予定について 2 農業委員・推進委員業務引継ぎについて 3 農業委員会納会について 4 その他
議長（会長） 鎌田 勝敏	以上をもちまして、令和2年6月期の総会を閉会します。
	この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。  議 長  署名委員  署名委員